

2006.8.25

スウェーデン政府、科学的なリスク評価や EU 法に反し、Deca-BDE の使用禁止へ

よく知られているように、臭素系難燃剤、Deca-BDE は、あらゆる用途において難燃機能を発揮することで知られている。その故に、繊維や電気・電子製品の難燃化に幅広く、使用されてきた。

8月24日、4週以内に実施されるスウェーデン総選挙を前に、繊維、家具及びケ-ブルへの Deca-BDE の使用を 2007年1月1日以降使用すると、スウェーデン政府は決定をした。この一方的な行為は、

1. 欧州連合の法的決定の不履行である
2. Deca-BDE の使用は、ヒトの健康や環境へのリスクをもたらさないとの、ここ10年間にわたるEUの法的な背景をもつリスク評価結果と矛盾したものである
3. 科学的なテスト結果をベ-スとして法的な拘束力を持たせようとする、現在欧州議会で審議されている、新たな法、REACHの精神にも反するものである。

しかしながら、欧州連合のRoHS指令（Deca-BDE の使用除外が決定）により、電気・電子製品及び自動車への使用は、今回のスウェーデン政府の決定には含まれていない。但し、今回の決定は、欧州内の産業界（欧州での Deca-BDE の使用は繊維・家具用途が主体）及び消費者の火災安全への深刻な影響をもたらすことが予想される。

臭素系難燃剤の欧州工業会 = EBFRIIP は、「今回のスウェーデン政府の決定は、Deca-BDE に比べ、より科学的な知見の少ない代替品の使用や難燃機能のないコンシューマ-製品を増加させることになる」との懸念を公表しました。

欧州委員会からスウェーデン政府への異議申し立てにも拘らず、また欧州裁判所の判断も待たずに、スウェーデン政府は、欧州市場内の自由な商品流通とのコンセプトを無視したわけです。この欧州裁判所は、欧州法に違反する国レベルの法を否決する権限を有しています。

以上。

なお、昨年の難燃剤セミナーで、BSEF は以下のコメントをしています。

<http://www.bsef-japan.com/index/2006/03/15-131302.html>

なお、他にもノルウェイ - や欧州議会と欧州委員会間のコミットロジ - の問題等、新しい動きがあり次第、情報提供を致します。